

真室川町東町分譲地売買要領

1. 分譲する物件

所在地	山形県最上郡真室川町大字平岡字塩野
区画数	6区画
区画面積	別表1のとおり
分譲金額	別表1のとおり
建蔽率の限度	60%
容積率の限度	200%（前面道路幅員5m）
法令等	都市計画区域 第1種住居地域

2. 供給処理施設等

上下水道

3. 申込み資格者

次のすべてを満たす者としします。

- (1) 分譲地の所有権移転登記日から3年以内に居住用住宅を建築し、住所を定めることができる若者世帯。ただし、単身世帯及び一人親世帯は対象外とする。
- (2) 分譲地に係る建築物の建築協定書に同意できる者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 分譲地購入者及び同居しようとする者全員が真室川町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない者

4. 売払いの要件

次のすべてを満たすこととしします。

- (1) 1世帯1区画の購入とする。
- (2) 居住用の住宅を建築するための購入とする。
- (3) 分譲地に係る建築物の建築協定書を締結する。

5. 申込方法及び申込先

専用の東町分譲地購入申込書兼誓約書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、真室川町役場企画課に提出してください。

- (1) 申し込みの際に提出する書類
 - ①東町分譲地購入申込書兼誓約書
 - ②入居予定者全員分の住民票
 - ③入居予定者全員分の納税証明書
 - ④資金計画（借入計画）の確認できる書類

6. 分譲地購入者の決定

応募期間に申請のあった者の数が分譲区画数を超える場合の購入者の決定について

では、町長が指名する委員により構成される選考委員会において審査を行ない、分譲地購入者を決定します。

(1) 町長が指名する選考委員

総務課長、企画課長、建設課長、町民課長、福祉課長、教育課長

(2) 選考委員会の委員長は総務課長とする。

(3) 選考委員会の事務局は企画課で所掌する。

7. 契約

分譲地購入者との売買契約に係る手続きは、決定通知の日から 10 日以内に真室川町役場庁舎で行ないます。その際に持参いただくものは次のとおりです。

(1) 持参いただくもの

① 契約者の実印

② 印鑑証明書

③ 収入印紙 (2,000 円分)

8. 分譲代金の支払い方法

真室川町が発行する納入通知書に定める納入期限までに納入通知書又は指定する口座への口座振込により完納してください。

9. 所有権移転手続き

分譲地購入者が売買代金の全額を納入したことが確認された後に、所有権の移転登記手続きを町が囑託により行います。

なお、登記に必要な経費は土地購入者の負担とします。

10. 売買契約及び所有権移転手続きの事務担当

売買契約及び所有権の移転手続きの事務担当は企画課で所掌する。

11. その他

この要領に定めのないもので分譲に際して特に必要な事項は、町長が別に定める。

〈別表 1〉

区画 番号	所 在 地	面積 (㎡)	販売額 (円)	㎡単価 (円)
1	山形県最上郡真室川町大字平岡 862-区画 1	390	4,290,000	11,000
2	山形県最上郡真室川町大字平岡 862-区画 2	390	4,290,000	11,000
3	山形県最上郡真室川町大字平岡 862-区画 3	390	4,290,000	11,000
4	山形県最上郡真室川町大字平岡 862-区画 4	348	3,828,000	11,000
5	山形県最上郡真室川町大字平岡 862-区画 5	348	3,828,000	11,000
6	山形県最上郡真室川町大字平岡 862-区画 6	348	3,828,000	11,000